（主務省令への委任）

第六十三条の四十二　この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するために必要な事項は、主務省令で定める。

第八十七条中「又は暗号資産交換業者が」を「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第百一条第一項中「第二条第二十二項から第二十五項まで」を「第二条第二十八項から第三十二項まで」に改め、同項の表銀行業務関連苦情の項中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同表銀行業務関連紛争の項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同表加入銀行の項中「加入銀行」を「加入銀行業務関連者」に改め、同条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項の前に次のように加える。

第二条第二十八項	銀行業務等に	資金移動業（資金決済に関する法律第三十六条の二第一項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。）、電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ。）又は暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）に
第二条第二十九項	銀行業務等に	資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に
第二条第三十一項	銀行業務及び電子決済等取扱業務	資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業務をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。）、電子決済手段等取引業務（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する電子決済手段等取引業務をいう。第五十二条の六十二第一項第五号において同じ。）及び暗号資産交換業務（同項に規定する暗号資産交換業務をいう。同号において同じ。）
第二条第三十二項	銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下	資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九条第一項第八号に規定する資金移動業等関係業者をいう。第五十二条の六十五第二項、第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号において

第百一条第二項の表第五十二条の六十三第二項第六号の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十五第二項	銀行業関係業者を	資金移動業等関係業者を
第五十二条の六十七第三項	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者

第百一条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「銀行業務」を「銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「紛争解決等業務の種別が資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する資金移動業務をいう。）」を「資金移動業務」に、「業務、」を「業務、紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務である場合にあつては電子決済手段等取引業務、」に改め、「（同項に規定する暗号資産交換業務をいう。）」を削り、「同条第七項各号に掲げる行為に係る業務」を「暗号資産交換業務」に改め、同表第五十二条の七十四第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条の七十九第一号	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者

第百一条第二項の表第五十二条の八十二第二項第一号の項を次のように改める。

第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（	資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（
	又は第五十二条の六十二第一項第五号	又は同法第九十九条第一項第五号

第百二条第一項中「第五十四条第一項若しくは第二項」の下に「、第六十二条の二十第一項若しくは第二項」を加え、「第八十条第一項」を「第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項」に改める。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者」に改める。

第百五条中「この法律に」を「この法律（第四章を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

第百七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「行った者」を「行ったとき。」に改め、同条第二号中「第三十七条」の下に「、第六十二条の三」を「第四十一条第一項」の下に「若しくは第六十二条の七第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理大臣」を「同項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

十四　第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行ったとき。

十五　不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

十六　第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七　第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行ったとき。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項